

外国人材受入企業等向け講座実施等業務企画提案仕様書

1 業務名

外国人材受入企業等向け講座実施等業務

2 業務期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

3 業務の目的

本県では、少子高齢化等を背景に県内中小企業等の人手不足が深刻化する中、県内企業等において、特定技能等の外国人材の受入れが適正かつ円滑に行われ、外国人材が県内企業で活躍し、孤立することなく県民の一員として地域に溶け込み、安心して生活できる環境整備を進めている。

その取組の1つとして、外国人材の雇用や定着に関する講座等を開催し、企業等に有益な情報を提供することで、外国人材の円滑かつ適切な就労及び職場定着へと繋げる。

※本業務における外国人材とは、在留資格「技能実習」、「特定技能」又は令和6年6月に創設され、令和9年に施行が予定されている育成就労制度における「育成就労」で、就労又は就労予定の外国人労働者を指す。

4 業務の目標

- ・ 講座等の参加者が、有益な情報を得たと回答した割合：80%以上
- ・ 講座等の参加社数：700社以上
- ・ 外国人材の受入・定着に係る優良企業事例の発掘：5社以上
- ・ 講座等の参加者が、定着に向けて行動変容に移した割合：75%以上

5 業務の概要

次に掲げる業務について、県と連携して行うこととする。

(1) 外国人材受入企業等向け講座等の実施

- ①外国人材の就労に有益な情報提供講座の実施
- ②情勢変化に対応した情報提供講座の実施
- ③経営者向け勉強会の実施

(以下、①～③を「講座等」という。)

(2) 優良な取組事例の調査・発掘及び講座等を通じた周知

6 業務の詳細

各業務の詳細は下記のとおり。なお、いずれの実施内容についても、県と調整・協議の上、決定すること。

(1) 外国人材受入企業等向け講座等の実施

ア 講座等の個別の内容

①外国人材の就労に有益な情報提供講座

項目	内容
概要	外国人材の円滑な受入に必要な知識、外国人材とのコミュニケーション、社内での人間関係の構築等をテーマに実施する。
内容	県はこれまで、外国人材を雇用予定又は雇用経験の浅い企業等を対象に、受入れの不安や課題を解決するための基礎的な情報をセミナー等により提供した。令和7年度も引き続き、企業の不安等を解消し、企業の求める情報を提供する講座を実施することで、外国人材の円滑な受入及び就労に必要な環境整備を促進する。 【参考】令和6年度のセミナー等のテーマ ・外国人材とのコミュニケーション方法 ・外国人材を雇用するための基礎知識 等
対象	・外国人材の雇用を検討している、又は雇用している企業 ・県内監理団体、登録支援機関 ・県内商工会議所、商工会等の経済団体 ・市町の外国人材受入業務に関わる職員 等
開催回数	3回
参加目標	340社以上（3回合計）
開催時期	令和7年8月、11月、令和8年2月
開催時間	1回あたり1時間30分程度 ※質疑応答含む
開催方法	対面及びオンラインのハイブリッド方式

②情勢変化に対応した情報提供講座

項目	内容
概要	外国人材の職場定着や特定技能2号輩出に取り組む優良企業の事例や外国人材の就労を巡る最新情報等の提供をテーマに実施する。
内容	県はこれまで、外国人材受入企業等を対象に、外国人材の職場定着や特定技能2号輩出に取り組む優良企業の事例紹介や、特定技能及び育成就労制度を巡る情勢を解説するセミナー等を実施し、外国人材の就労環境の改善や迅速な情報提供を図った。令和7年度も引き続き、企業の事例紹介や育成就労制度等の最新情報を提供する講座を実施することで、外国人材の職場定着を図る。 【参考】令和6年度のセミナー等のテーマ ・～育成就労制度に向けて～外国人材の活躍・定着に向けて求められる企業変革 ・外国人材受入に向けて～多様な人材に選ばれる企業の特徴とは？～ 等
対象	・外国人材の雇用を検討している、又は雇用している企業 ・県内監理団体、登録支援機関

	・ 県内商工会議所、商工会等の経済団体 ・ 市町の外国人材受入業務に関わる職員 等
開催回数	3 回
参加目標	300 社以上（3 回合計）
開催時期	令和 7 年 7 月初旬、8 月、令和 8 年 1 月
開催時間	1 回あたり 1 時間 30 分程度 ※質疑応答含む
開催方法	対面及びオンラインのハイブリッド方式

③経営者向け勉強会

項目	内容
概要	外国人材の定着により効果的な行動変容を望む企業の経営者に対して、専門家を交えた勉強会を実施する。
内容	育成就労制度は外国人材・企業双方にとって、長期間、日本で働きキャリアアップへの道筋を描ける制度設計となっているが、企業が外国人材に長く働いてもらうためには、外国人材に対する企業の支援体制を充実させていく必要があり、そのためには経営者の意識変容及び行動が必要である。令和 7 年度から、外国人材の職場定着に向けた環境整備に取り組む前向きな経営者層を対象に、外国人材の定着に係る勉強会を実施することで、企業の行動変容を促す。
対象	外国人材の雇用を検討している、又は雇用している企業の経営者
開催回数	3 回
参加目標	60 社以上（3 回合計）
開催時期	令和 7 年 7 月初旬、8 月、令和 8 年 1 月
開催時間	1 回あたり 1 時間程度
開催方法	対面のみ

※①～③とも開催時期については予定。調整・協議の上、時期を決定する。

イ 講座等の共通業務及び留意事項

(ア)実施計画の作成

- ・ 目標を達成できる具体的な業務実施計画、会場準備等を含めた当日の運営タイムスケジュール、会場レイアウト、進行シナリオ等の作成を行うこと。また、これらは講座毎に作成すること。

(イ)企画

- ・ 企業ニーズを踏まえ各講座等の趣旨に沿ったテーマでの企画を提案すること。
- ・ 登壇者はテーマに相応しい者・社を選定し、県と協議の上決定すること。（登壇者は、複数人を選定することは差し支えない。）
- ・ 講座の進行形式について、講師によるセミナー形式、複数のパネリストによるパネルディスカッション形式等、テーマに応じて参加者の理解に適した形式で企画し、登壇者との打ち合わせ

せ等の事務的調整を行うこと。なお、講師やパネリスト等の登壇者は、外国人材受入れを巡る国の動向若しくは外国人労働者の雇用管理や制度等に知見を有する者又は外国人材の雇用に係る受入環境の整備の経験のある者など有識者を選定すること。

(ウ)会場

- ・会場についてはエソール広島の研修室（広島市中区大手町1丁目2-1 おりづるタワー10階）を推奨するが、講座等の内容によって、他の会議室を活用した方がより満足度の高い講座等になることが期待される場合は、他の会議室を提案とすることも差し支えない。ただし、対面の会場は、20～30名程度は収容できる広島市内の会場で、参加者が参加しやすい会場とし、会場参加者がスクリーン投影又はディスプレイ等により、講座中に動画を含む資料を視聴できる環境を準備すること。また、エソール広島の研修室を提案する場合で、その会場利用に係る費用が発生する場合は受託者が負担すること。

- ・登壇者から希望がある場合に、Wi-Fi等のインターネット環境を提供できる会場とすること。

- ・エソール広島の研修室を利用する場合、エソール広島の予約手続きは県を通じて行うものとする。

(エ)オンライン配信（③経営者向け勉強会を除く。）

- ・当日は講座等の様子をオンライン配信することとし、オンライン参加者にも安定して配信するために必要な機材・人員等を会場に配置すること。

- ・使用するオンライン配信サービスは受託者において確保すること。なお、参加者が利用しやすいサービスとし、講座等の資料をオンライン参加者のために画面上で共有できるサービスとすること。

- ・講座等では参加者との質疑応答を実施するため、Zoom ウェビナーのQ&A機能のような、マイク機能のないオンライン参加者でも質疑応答に参加できる体制を準備すること。

(オ)広報

- ・参加者募集のためのチラシを開催日ごとに電子データ（A4版カラー・PDF形式）で作成し、県が指定する期日（実施日から起算して1ヵ月以上前を目途とする。）までに、県に電子データで納品すること。

- ・県においても講座等の広報ホームページ及び申込フォームを作成し、チラシに掲載するURL等の情報を県から提供する。申込フォーム等の情報はQRコードなど、参加者が申し込みやすい形式でチラシに掲載すること。

(カ)参加者募集

- ・講座等の電話及びメールでの申込の受付及び問い合わせに対応すること。なお、申込フォームからの申し込みについては県で対応する。

- ・募集については参加目標社数を踏まえ、より多くの企業等に参加してもらうための具体的な募集方法や広報媒体を提案すること。なお、国、市町、経済団体等との連携した広報については、県と調整の上、実施すること。

(キ)当日の運営

- ・講座等が円滑に進行し、参加者等からの苦情やトラブルが発生しないよう、十分な人員配置

と計画のもとで、運営（会場準備・撤収、参加者受付、資料の準備・配付、登壇者等対応、機材準備・操作、その他当日の運営一切）を行うこと。

- ・会場には、インターネット通信が可能なパソコン、プロジェクター、スクリーン（又はディスプレイ）、マイク（登壇者人数分と質疑応答用ワイヤレス1本）、音響機器、登壇者等の机、背もたれ付椅子、その他必要とされる機材を県と協議の上準備すること。参加者用の机については、必要に応じて準備すること。

- ・講座等の様子は録画すること。

- ・会場において、事故・急病等の緊急事態が発生した場合には、受託者の責任のもと、救急車の手配等、適切な措置を講じるとともに、速やかに県へ連絡すること。

(ク) アンケートの実施・効果検証

- ・会場参加者及びオンライン参加者にアンケートを実施すること。

- ・アンケートの内容については講座ごとに変更するため、県と協議の上、決定すること。

- ・アンケート結果を集計及び分析したレポートを講座終了後1週間を目途に県に提供すること。併せて、申込人数、申込社数、参加人数及び参加社数を報告すること。

- ・分析では次回の講座等に繋がる効果検証を行うこととし、こういった手法や内容の効果検証がより満足度の高い講座等に繋がっていくのか提案すること。

(ケ) 謝金等の支払い

- ・登壇者等の謝金及び交通費（必要に応じて宿泊費込み）の予算を確保し、支払うこと。

- ・登壇者等の謝金等については、県に協議の上で決定すること。

(コ) その他

- ・参加社数の集計については講座ごとに行うこととする。ただし、同一企業・団体が複数の講座に参加した場合は、重複数についても報告すること。参加人数の集計についても同様とする。

- ・申込者の情報及び参加者の情報は県と共有すること。

- ・講座等の録画データは、講座終了後1週間を目途に県に提供すること。

- ・「②情勢変化に対応した情報提供講座」と「③経営者向け勉強会」について、より効果的な実施の視点で、同日に同じ会場で引き続いて実施することも差し支えない。

(2) 優良な取組事例の調査・発掘及び講座等を通じた周知

ア 優良な取組事例について

本業務では、外国人材の職場定着や特定技能2号の輩出に取り組む優良な事例を調査・発掘し、その優良事例を県内の企業等に広く周知し横展開することで、優良な取組を実施する企業等の増加を目指す。

イ 調査、発掘及び分析

- ・講座等で得られた情報をもとに、企業等への訪問、ヒアリング等を必要に応じて有識者とも連携して実施し、優良な取組事例を収集すること。

- ・業種・分野の偏りがなく広く調査すること。

- ・優良な取組事例については、そこに至るまでの課題解決・今後の展望等、内容を詳細に調査・分析した上で、他の企業等でも取り組めるように事例の一般化・モデル化を検討すること。

ウ 周知

- ・優良な取組事例の周知方法については、講座等へ参加しない県内企業等にも広く情報を周知できる最適な手法（パンフレットや事例集を作成する等）を提案すること。また、その提案は、県が別に発掘した企業の優良な取組も併せて広く周知する手法となるよう工夫すること。
- ・優良な取組事例として紹介する企業等からは、個社の秘密保持を守り、公表できる内容の周知の許可をもらうこと。
- ・パンフレットや事例集を作成する場合は、県に電子データを納品すること。
- ・ホームページを作成する場合は、県が作成するため、県にデータを提出すること。
- ・「③経営者向け勉強会」等の講座の中で優良な取組事例の紹介を実施しても差し支えないが、その場合は、分野を偏らせず複数の事例を紹介するなど、全ての参加企業にとって有益な講座となるような工夫を行うこと。

7 業務執行体制の確保

受託者は、本業務に当たり、必要な要員を確保及び配置するとともに、総括責任者を明らかにし、県との連絡調整を十分に行之、円滑に業務を実施できる体制を構築すること。

8 契約に関する条件等

（1）再委託等の制限

本業務の一部を再委託しようとする場合には、再委託先ごとの業務の内容、業務の体系図及び行程表、再委託先の概要及びその体制を明記したものを事前に書面で報告し、県の承認を得なければならない。

（2）完了報告等

業務実施期間終了後、5日以内に業務委託完了報告書を県へ提出すること。

（3）業務の履行に関する措置

ア 本業務（再委託した場合を含む）の履行につき、著しく不相当と認められるときは、県は受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。

イ 受託者は、上記要求があった時は、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県へ書面で通知しなければならない。

（4）機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務終了後も同様とする。

（5）個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を履行した上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

（6）成果品の利用（二次利用）

本業務により作成した録画データ等については、YouTube チャンネル等への掲載などの二次的な利用を可能とすること。

(7) 肖像権、著作権等に関する取扱い

ア 本業務により発生した成果物等について、肖像権及び著作権に係る紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わない。

イ 肖像権及び著作権について、事前に細心の注意を払い調査し、必要に応じて許諾を受けるなど問題が生じないようにすること。

ウ 肖像権及び著作権に係る使用料等の支払が必要な場合は、委託料の範囲内で受託者が負担すること。

エ 本業務において作成し、納入した成果品に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、県に無償で譲渡すること。やむを得ない事情により著作権等の譲渡ができないものについては、受託者は、県が本業務の成果物を事業目的の範囲内で契約期間終了後に活用できるよう、必要な使用許諾を県に与えること。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（そのおそれがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われないよう十分に注意を払うこと。
- (2) 契約の締結、本業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者が負担すること。
- (3) 本業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、県は受託者に協議を申し出る場合があり、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更可能な限り応じること。
- (4) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。